

適正規模・適正配置基本方針の改定案について (教育委員会の取組状況と改定案)

産業教育委員会協議会
令和8年6月16日
教育委員会教育総務課

1 背景

●児童生徒数の推移（各年度5月1日現在）

年度	小学校(人)	中学校(人)	計(人)	令和元年度対比
令和元年度	13,275	6,721	19,996	
令和2年度	13,020	6,604	19,624	▲ 1.86%
令和3年度	12,743	6,648	19,391	▲ 3.03%
令和4年度	12,570	6,540	19,110	▲ 4.43%
令和5年度	12,247	6,410	18,657	▲ 6.70%
令和6年度	12,010	6,297	18,307	▲ 8.45%
令和7年度	11,655	6,174	17,829	▲10.84%
令和8年度	11,182	6,068	17,250	▲13.73%

<別紙1「中学校区別児童生徒数推移（令和8年5月1日現在）」を参照>

現在、15の中学校区のうち6中学校区に単学級を有する学校があり、数年後には、さらに2つの中学校区でも単学級を有する学校が生じる見込みである。

●学校施設の現状

令和8年4月現在、築40年以上が経過した学校施設が全体の63.5%、そのうち、築50年以上が全体の32.8%を占め、給食室やプールなどの老朽化も進む中、学校運営や施設維持管理にかかるコストも相対的に高くなっていることから、教育環境の充実と効率的な施設運用を図る必要がある。

2 市小中連携・一貫教育基本方針（平成30年3月策定）について

本市の小中連携・一貫教育は、令和6年度から市内全ての中学校区で開始し、義務教育9年間の連続性と系統性を重視した「つなぐ」教育活動を展開することで、児童生徒の確かな「学び」と健やかな「育ち」を実現することを目的としている。

小・中学校の組み合わせは、現在の中学校区を原則とし、既存の学校施設による「施設分離型」を基本にして小中連携・一貫教育を推進している。

➤小中連携・一貫教育の推進体制づくり

中学校区の実情や児童生徒の実態に応じた小中連携・一貫教育を推進するため、各中学校区にお

いて連携推進のための組織が設置済みである。

➤ 目指す児童生徒像と学習内容の系統性を明記した教育課程

各中学校区において、地域の実情や児童生徒の実態を踏まえた目指す児童生徒像を検討し、「小中一貫教育ビジョン」を作成するとともに、小中一貫教育の教育課程を編成して各中学校区の児童生徒の実態や地域の特色を踏まえた取組を実施している。

➡ 本市の小中連携・一貫教育は、現行の中学校区を基盤として体制整備や教育課程の編成が進められ、地域や児童生徒の実情に応じた取組が着実に実施されていることから、当面の間、中学校区を維持する方向で検討していきたい。

3 地域とともにある学校づくりについて

「学校縁」を合言葉に、子ども・家庭・学校・地域が連携して学びを深めることを制度化したコミュニティ・スクールは、令和6年度から全市立小中学校で指定されており、学校を地域の中心に位置付けて、四者が一体となって学びを支える体制を構築し、児童生徒のより良い育ちと地域の教育力向上に寄与するものであることから、地域とともにある学校づくりは極めて重要である。

4 適正規模・適正配置基本方針（令和2年6月策定）改定案について

➤ 「公立小学校・中学校の適正規模、適正配置等に関する手引き」（平成27年：文科省）

● 教育的な観点

学校は児童生徒の能力を伸ばし、社会的自立の基礎や社会の形成者としての資質を育む場であることから、知識の習得に加えて集団の中で多様な考えに触れ協力し合う経験を通じて思考力・判断力・問題解決能力や社会性、規範意識を育成することが重要であり、そのためには一定規模の児童生徒集団と、経験や専門性、男女比がバランスよく整った教職員体制を確保するなど、適切な学校規模の維持が求められる。

● 地域コミュニティの核としての配慮

学校規模の適正化は、児童生徒の教育条件を改善するために進めるべきものであり、現状の教育課題を分析しつつ保護者や地域住民と理解を共有して判断する必要があるとともに、学校が地域の重要な拠点であることを踏まえ、行政が一方向的に進めるのではなく地域の多様な声を反映し「地域とともにある学校づくり」の視点で丁寧に検討することが求められる。

➤現状の基本方針＜参考資料「富士市立小中学校適正規模・適正配置基本方針」を参照＞

- ・適正規模・・・小学校は12学級以上24学級以下、中学校は9学級以上18学級以下であることが望ましいとしている。
- ・適正配置・・・小学校は概ね4 km以内、中学校は概ね6 km以内の通学距離、通学時間は小中学校ともに（徒歩、自転車、交通機関等を利用した場合を含めて）概ね1時間以内としている。

➤改定案＜別紙2「新旧対照表」を参照＞

●適正規模に義務教育学校を追加

学年2学級以上とし、学校規模は18学級以上36学級以下が望ましい規模とする旨を追加する。

※9年間の義務教育を一貫して行う新たな学校の種類である義務教育学校については、「第二次富士市教育振興基本計画後期計画」に位置付ける予定

●適正化の推進に当たって配慮すべき点等

「市遠距離通学児童生徒通学費補助事業」に基づく通学費の援助と併せ、徒歩以外の交通手段等の支援を検討する。

●具体的な方向性

- ・本市では、令和6年度から全市立小中学校をコミュニティ・スクールに指定して地域と連携した学校運営を進めるとともに、小中連携・一貫教育基本方針のもとで9年間を見通した教育活動を推進し、施設一体型小中一貫校の整備についても検討を進めている。
- ・学校は防災・保育・地域交流など多様な役割を担う地域コミュニティの拠点であり、登下校時の交通手段や安全確保も重要であることから、学校規模や配置の適正化は、児童生徒数や学級数だけでなく多角的に検討する必要がある。
- ・児童生徒にとってより良い教育環境の整備と教育の質の向上を最優先に、「地域とともにある学校づくり」の方針を踏まえ、当面は中学校区を維持しつつ、学校の実情や近隣校との関係を考慮した上で施設一体型小中一貫校や義務教育学校の新設に向けた再編計画の検討を進める。
- ・上記取組については、保護者や地域住民との十分な協議を重ね、その理解と協力を得ながら進めていく。

(1) 学校規模の適正化の検討が必要な学校について

ア 現在、複式学級の対象校や18人※1未満の単学級を有する学校を含む中学校区については、保護者や地域住民の意見を聞く機会を設け、早急に話し合いの場を設定して学校・保護者・地域

住民との協議を十分に行いながら適正化を進める。

イ 現在、単学級が存在する学校を含む中学校区については、保護者や地域住民の意見を聞く機会を設け、できるだけ早期に話し合いの場を設定して、学校・保護者・地域住民との十分な協議を行いながら適正化の検討を進める。

ウ 児童生徒数の減少により数年後に単学級の発生が予想される学校については、保護者や地域住民の意見を聞く機会を設けつつ、順次、中学校区内の適正化に向けた検討を進める。

(2) 将来的な適正化の在り方について

ア 現時点で適正規模の上限を超えている小・中学校や、児童生徒数の急増により既存施設の不足が見込まれる小・中学校については、今後の児童生徒数の推移を注視しつつ、施設の増改築や学区の再編などを多角的に検証・検討し、教育環境の充実に努める。

イ 児童生徒数の減少や施設の老朽化状況等を踏まえ、施設一体型小中一貫校や義務教育学校において、18人未満の単学級が発生した場合や改築時には、中学校区の再編を視野に入れて検討していく。

※1 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）において、学級編成の標準は1学級35人と定められており、児童生徒数が36人となった場合には2学級に分割され、1学級当たり18人となる。現行制度では、複数学級を編成する場合での最少人数は18人とされている。

また、他者との円滑なコミュニケーションを図り、多様な価値観や性格を持つ同年代の仲間と触れ合う機会を確保する観点から、最低3班、6人生活班を設置することが望ましいと考える。

5 （仮称）学校再編計画について（令和10年3月策定予定）

再編計画の策定に当たっては、改定案の基本方針を踏まえて望ましい適正規模・適正配置を基本とする。

しかしながら、児童生徒にとってより良い教育環境の整備と教育の質の充実を図るため、「地域とともにある学校づくり」の視点を踏まえ、当面の間は中学校区を維持しつつ、学校の実情や近隣校との関係を考慮した上で、施設一体型小中一貫校や義務教育学校の新設を含む再編計画の検討を進めていく。

